



# 健康食品の表示・広告の適正化に関する調査 ＜調査結果に基づく所見表示＞

- 「行政評価・監視」は、総務省北海道管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。
- 今回の調査は、総務省北海道管区行政評価局が、国民の安全・安心を確保する観点から、初めて、健康食品について、関係行政機関の事業者に対する監視指導等の実施状況及び消費者等に対する普及・啓発の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものであり、調査結果については、平成19年10月9日、北海道厚生局に対して所見表示したものです。

## 【本件についての連絡先】

総務省北海道管区行政評価局

第一部第1評価監視官 五井野 兼之

電話：011-709-2311(内線3133)、011-709-1804(直通)

F A X：011-709-1843

電子メール：hkd11@soumu.go.jp

# 概要

## 調査の背景事情等

### 「健康食品」の広告等に対する規制

- 健康増進法（平成14年法律第103号）では、第32条の2において、食品として販売に供する物については、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示（虚偽誇大広告等）を禁止。地方厚生局は、同法第32条の3に基づき、違反者に対し国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは勧告を行うことが、これに従わない場合は措置命令を行うことができる。また、措置命令違反に対しては6月以下の懲役又は100万円以下の罰金を適用する。
- 「健康食品」は、食品であるため、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が適用される。また、効能効果を標ぼうした場合は薬事法（昭和35年法律第145号）が適用される。

- 近年、健康食品による健康被害やその商取引に関し事業者と消費者の間で問題が発生しており、平成18年度に北海道立消費生活センター及び札幌市消費者センターに寄せられた健康食品に関する相談は合わせて378件みられ、このうち苦情は350件に上っている。

### 本調査の目的

- 国民の安全・安心を確保する観点から、健康食品について、関係行政機関の事業者に対する監視指導等の実施状況及び消費者等に対する普及・啓発の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 調査結果の概要

「北海道厚生局は、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の探知、監視指導等の規制業務を的確に実施していない状況にあるので、下記の事項について改善措置を講ずる必要がある。」

（所見表示事項）

- 1 北海道厚生局における監視指導等の的確な実施
  - (1) 違法広告等の探知の的確な実施
  - (2) 事業者への監視指導等の的確な実施
  - (3) 厚生労働省新開発食品保健対策室及び他の地方厚生局との連携の強化
- 2 北海道厚生局と関係行政機関における連携の強化
- 3 消費者及び事業者への普及啓発の実施

# 所見表示事項 1 北海道厚生局における監視指導等の的確な実施

## (1) 違法広告等の探知の的確な実施

### 制度・仕組み

- 地方厚生局の業務として、業務マニュアルに違法広告等の探知を規定
  - ・ 地方厚生局における違法広告等の探知の手段として、①都道府県等からの通報・相談、②消費者等からの通報・申告、③地方厚生局が自ら行う折り込みチラシ等の探索などについて規定
- (注) 業務マニュアルは、虚偽誇大広告等規制業務処理要領(「移管業務の実施について」(平成16年3月25日付け地発0325001号、食安発第0325004号)の別添)である。
- ・ 地方厚生局には、厚生労働省新聞発食品保健対策室に対し、インターネット等、実質的に広告と判断されるか疑義がある広告等について、転送・通報をするよう指示

### 調査結果

- ① 北海道厚生局は、自ら折り込みチラシ等の探索を実施していない。  
(当局が独自に新聞の折り込みチラシを調査した結果では4件の法違反の疑いのある広告がみられた。)
- ② 北海道厚生局は、ホームページに法第32条の2及び3に基づく虚偽誇大広告等の規制業務を所掌することを掲載しておらず、消費者からの虚偽誇大広告等に関する通報・申告窓口が明確でない。  
(消費者等から北海道厚生局への通報実績はない。)
- ③ 北海道厚生局は、道等からの報告件数及び疑義照会件数が減少しているにもかかわらず、原因分析を実施していない。  
(北海道厚生局に対する指導事例等の報告件数は、平成16年度19件が18年度には3件、疑義照会件数は、16年度28件が18年度13件と年々減少)
- ④ インターネット等、実質的に広告と判断されるか疑義がある広告等の転送・送付実績は、平成17年度の2件のみ。

### 所見表示要旨

- ① 自ら新聞の折り込みチラシや事業者のホームページ等を検索するなど違法広告等の探索を行うこと  
また、その際、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に掲載されている事業者等に留意すること
- ② 消費者からの通報・申告のために、ホームページ等において北海道厚生局が虚偽・誇大広告の規制業務を所掌することを明記し、通報・申告が行えるようにすること
- ③ 道等からの通報・相談が積極的に行われ、違法広告等の探知手段として一層活用できるように、道等からの報告件数及び疑義照会件数が減少している原因を分析し、道等への報告要請方法を検討すること
- ④ 上記①～③の北海道厚生局の探知活動の過程において、インターネット等、実質的に広告と判断されるか疑義のあるものを発見した場合は、積極的に厚生労働省新聞発食品保健対策室に通知・連絡すること

## 所見表示事項 1 — (2) 事業者への監視指導等の的確な実施

### 制度・仕組み

- 地方厚生局の業務として、業務マニュアルに、事業者への監視指導等について規定
  - ・ 法に違反し、又は違反する疑いのある事業者に対する改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置の実施
  - ・ 都道府県等に対し、上記事業者への指導要請

### 調査結果

- ① 北海道厚生局は、指導を行った事業者の改善状況について確認をしていない。

(当局が事業者のホームページにおける広告等の改善状況を調査したところ、平成16年7月から18年12月までに「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」(注)に掲載された北海道内15事業者のうち2事業者が広告内容を是正しないまま掲載中)

(注) 「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」は、道等が事業者に行った虚偽誇大広告の指導等の報告を整理した資料

- ② 北海道厚生局は、自らが疑わしい違法広告として旭川市保健所に調査依頼した事業者の改善状況について、確認をしていない。

(北海道厚生局は、平成16年10月に、旭川市保健所に法に抵触する疑いがあるので事業者を指導するよう連絡し、指導状況の報告を受けているが、改善状況については確認しておらず、当局が調査したところ、広告は未改善のまま広報誌に9月まで掲載)

### 所見表示要旨

- ① 違反事業者(「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に掲載された事業者を含む)に対して行った指導事項の改善状況を適時かつ的確に確認し、違反を行っている場合は道等と連携しつつ的確に指導を行うこと
- ② 指摘事項等が改善されていない場合は、北海道厚生局自らが是正措置報告期限を付した文書による指導、勧告等の必要な措置を講ずること

# 所見表示事項 1－(3) 厚生労働省新開発食品保健対策室及び他の地方厚生局との連携の強化

## 制度・仕組み

- 地方厚生局の業務として、業務マニュアルに厚生労働本省及び他の地方厚生局との連携について規定
  - ・ 厚生労働本省との連携  
地方厚生局は、主な業務の一つとして、厚生労働省新開発食品保健対策室との連絡調整を実施。連絡調整の具体的な内容は、i) 報告事例の送付、ii) インターネット広告及びバイブル本など実質的に広告と判断されるか疑義がある広告等に関する指導要請
  - ・ 他の地方厚生局との連携  
勧告を要する広告等について、広告等を発見・調査等した地方厚生局は、広告主であると認められる者の本店等を所管する地方厚生局に円滑に引継ぎを行うとともに、必要に応じ、立入検査等に当たって協力をする。

## 調査結果

- ① 北海道厚生局は、違法広告の疑いのあるインターネット広告事案について、厚生労働省新開発食品保健対策室に事業者への指導等の措置状況を確認していない。また、厚生労働省新開発食品保健対策室からの連絡もない。
- ② 北海道厚生局は、九州厚生局が直接旭川市保健所に情報提供を行ったインターネット広告事案について、九州厚生局に対し事案内容を確認していない。
- ③ 北海道厚生局は、①の事業者が、関東信越厚生局の報告に基づき、平成19年1月の「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に別な事案で掲載されたにもかかわらず、把握している情報を参考情報として関東信越厚生局に連絡していない。  
(なお、九州厚生局及び関東信越厚生局から北海道厚生局に対しても本件について連絡を実施していない。)

## 所見表示要旨

- ① 厚生労働省新開発食品保健対策室に法第32条の2に違反するインターネット広告等を通報した場合は、改善状況の確認を含め厚生労働省新開発食品保健対策室と緊密に情報交換を行うこと
- ② 法に違反し、又は違反する疑いのある広告等を行う事業者を発見した場合は、当該事業者を管轄する地方厚生局と相互に情報交換を行い、北海道厚生局が把握している違法広告等事業者の情報について、「地方厚生局間虚偽・誇大広告情報」に積極的に掲載するとともに、その活用を図ること

## 所見表示事項 2 北海道厚生局と関係行政機関における連携の強化

### 制度・仕組み

- 業務マニュアルに健康食品の表示・広告に係る行政機関等との連携についての規定はない。
- 食品の表示に関しては、公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省が、食品の表示に関し、相互の連携・協力を図るため、「表示行政の推進に関する相互の情報提供や協力体制の構築について」（平成14年6月）を合意（以下「3省合意」という。）がある。  
（注）北海道では、3省合意に基づいて、食品表示行政担当者会議（現在「食の安全及び食品表示等に関する定期情報交換会」）が開催されている。

### 調査結果

- ① 北海道厚生局は、北海道農政事務所に対し、同事務所が把握している法違反の疑いのある事案に関する情報提供を要請していない。
- ② 北海道厚生局は、北海道立消費生活センター及び札幌市消費者センターを所管する関係行政機関に対し、両センターが把握している法違反の疑いのある事案に関する情報交換をするための働きかけをしていない。
- ③ 食品表示行政担当者会議は、構成員として公正取引委員会事務総局北海道事務所、北海道、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが参加し、食品表示についての意見交換を実施しているが、厚生労働省が構成員とされており、北海道厚生局は、この会議の構成員ではないため、当該会議の内容について把握していない。

### 所見表示要旨

- 北海道厚生局は、法の円滑かつ的確な遂行を図る観点から、北海道農政事務所、公正取引委員会事務総局北海道事務所、消費生活センターを所管する関係行政機関と協議し、情報交換を図ることを目的とした連絡協議の場を設けるなど、関係行政機関との相互の連携を密にする必要がある。

## 所見表示事項 3 消費者及び事業者への普及啓発の実施

### 制度・仕組み

- 健康被害等の発生を予防することが重要であり、以下の内容について普及啓発を実施することが肝要
- ① 消費者に対しては、i) 健康食品の虚偽誇大広告等の禁止に関する正しい知識を身に付け、適切な消費活動を行うこと、ii) 北海道厚生局が法に基づき虚偽誇大広告等に関する探知及び監視指導等を実施していること
- ② 事業者に対しては、法の目的及び内容を正しく理解し、適切な表示・広告に努めること

### 調査結果

- ① 北海道厚生局は、ホームページに、消費者が健康食品の虚偽誇大広告等の禁止に関する正しい知識を身に付け、適切な消費活動を行う観点や事業者が法の目的及び内容を正しく理解し、適切な表示・広告に努める観点からの普及啓発に関する内容を掲載していない。
- ② 北海道厚生局は、消費者及び事業者に対する普及啓発方法として、パンフレットの配布、説明会の開設、マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）を活用していない。

### 所見表示要旨

- ① 北海道厚生局のホームページに、消費者が健康食品の虚偽誇大広告等の禁止に関する正しい知識を身に付け、適切に消費活動を行うために参考となる内容を掲載すること  
また、事業者が法の目的及び内容を正しく理解し、適切な表示・広告に努めるために参考となる内容を掲載すること
- ② 消費者及び事業者への普及啓発方法として、パンフレットの配布、説明会の開設、マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）の活用を行うこと